

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月21日（令和6年（行情）諮問第1284号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（行情）答申第930号）

事件名：記者クラブ勉強会資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月26日付け防官文第19116号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

（1）本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

（2）変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙1（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙2（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- (6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

- (7) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

- (8) 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。他に文書がないか確認を求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

- (9) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和6年8月26日付け防官文第19116号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

「記者勉強会説明 令和6年6月26日（水）統合幕僚監部運用第2課」の文書中、7枚目、8枚目、12枚目、13枚目及び18枚目のそれぞれ一部については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」として
いるが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」
及び「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4
日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履
歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断す
るよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なもの
として利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該
当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行
う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての
内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開
示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は
なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が
生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文
書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文
書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたもので
あり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不
開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分
は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に
不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本
件対象文書は電磁的記録で管理している行政文書であり、紙媒体を保有

していない。

(7) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」及び「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月2日 審議
- ④ 令和7年2月10日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2024年1月～）の開示を求めるものであるところ、令和6年1月から開示請求受付日（令和6年6月25日）までの間に資料が作成された記者クラブ勉強会は、令和6年6月18日及び同月26日に開催された2回であり、その他には開催されていないため、当該勉強会において使用した資料を本件対象文書として特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題は

なく、上記（１）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、民間人の写真の顔部分であり、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

本件対象文書の性格について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、記者クラブ等の記者向け勉強会の目的で使用しているものであり、その趣旨を超えて、無制限に使用することを認めているものではないとの説明があった。

そうすると、当該不開示部分は、法５条１号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、当該不開示部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2024年1月～現在）

2 本件対象文書

（1）記者勉強会説明 令和6年6月26日（水）統合幕僚監部運用第2課

（2）機雷戦の概要（令和6年6月18日）